

奈良県建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請要領

令和7年度において、奈良県食農部が発注する「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」の競争入札に参加を希望する方は本要領により申請して下さい。

※令和7年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格業者名簿で対象となる業種が登録されている方については、この申請を行う必要はありません。

※申請書類は、奈良県県土マネジメント部建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

建設産業課ウェブページ→<https://www.pref.nara.jp/4143.htm>

<p>1 申請資格</p>	<p>○次の（１）～（３）のいずれかに該当し、かつ、（４）に該当する者</p> <p>（１） 奈良県内に本店を置く者</p> <p>（２） 本店以外の営業所等を奈良県内に有し、契約締結等の権限を当該営業所等の代表者に委任する者（県内営業所業者）</p> <p>（３） 本店を奈良県外に有し、契約締結等の権限を奈良県内の営業所等の代表者に委任しない者（県外業者）</p> <p>（４） 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）による登録業者）</p>
<p>2 欠格要件</p>	<p>以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>② 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者</p> <p>③ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者</p> <p>④ 直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者</p> <p>⑤ 県税を完納していない者</p> <p>⑥ 消費税及び地方消費税を完納していない者</p> <p>⑦ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p>ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。</p>

奈良県建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請要領

	<p>工 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p> <p>オ ウ及び工に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>⑧ 法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑨ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）</p> <p>⑩ 本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>
<p>3 申請業種</p>	<p>建設コンサルタント「河川、砂防及び海岸・海洋部門」及び「道路部門」</p> <p>※建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）による登録業者であること</p> <p>※「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」の競争入札に参加するには、建設コンサルタント「河川、砂防及び海岸・海洋部門」及び「道路部門」の両部門の入札参加資格が必須となりますので御注意ください。</p>
<p>4 申請方法</p>	<p>(1) 必要書類の作成について</p> <p>別紙「建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」を参考に、必要な書類を作成し、添付書類を準備してください。作成に当たっては、別紙「記入上の注意」をよくお読みください。</p> <p>(2) 提出に当たっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出部数 1部 ○ 提出書類は、日本産業規格A4としてください。 ○ 別紙「建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」の1から順にクリップで留めてください。ステープル（ホチキス）綴じやファイル綴じはしないでください。 <p>申請書類は下記（3）（4）のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(3) 持参による提出（申請内容について説明ができる方が持参してください。）</p> <p>提出受付日 令和7年7月1日（火）～7月22日（火）（土・日・祝日を除く）</p> <p>※午前9時30分から午前11時30分まで及び 午後1時30分から午後4時00分までの間に受け付けます。</p> <p>(4) 郵送による提出（特定記録や簡易書留など配送状況が記録される郵送方法に限ります。）</p> <p>提出期限 令和7年7月22日（火）（必着）</p> <p>※封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。</p>

奈良県建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請要領

5	提出先	〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県 建設産業課 公共工事契約管理係 宛
6	その他	<p>(1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。</p> <p>(2) 奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。</p> <p>(3) 入札参加資格審査申請書（様式1-1）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。</p> <p>(4) 本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。</p> <p>(5) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。</p> <p>(6) 申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。</p> <p>(7) 別紙「記入上の注意」をよくお読みください。</p> <p>(8) 本申請において得られる競争入札参加資格は、「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」の入札においてのみ有効です。</p>

建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

提出欄の「○」は提出必須書類です。「△」は該当者のみ提出してください。

用紙のサイズは日本産業規格A4とします。(A4より小さいものはA4サイズ用の用紙に貼付して下さい。)

1から順にクリップで留めてください。ステープル(ホチキス)綴じやファイル綴じはしないでください。

申請に必要な様式は、以下の建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

建設産業課ウェブページ→<https://www.pref.nara.jp/4143.htm>

	提出			提出書類
	県内 本店業者	県内 営業所業者	県外業者	
1	○	○	○	競争入札参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務)(様式1-1) ・申請者の押印は省略可能です。 行政書士の場合は、「申請担当者又は行政書士」の「氏名」欄に、行政書士の職員の押印が必要です。 (参考)行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号) 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 ・白黒印刷可
2	○	○	△	県税に滞納がない証明書(発行後3か月以内のもの) ・「未納がない証明書」でも可 ・写し可 ・県内に営業所等を有している場合は提出してください。
3	○	○	○	消費税及び地方消費税に未納がない証明書(発行後3か月以内のもの) ・国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3(その3の2、その3の3も可) ・免税業者も要提出 ・写し可
4	△	△	△	雇用保険の加入が確認できる書類の写し 健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し ・保険料の領収証等 ・健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要 ・提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング(黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする)等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ・法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、下記「社会保険等適用除外誓約書(様式2)」を提出してください。

	提出			提出書類
	県内 本店業者	県内 営業所業者	県外業者	
5	△	△	△	社会保険等適用除外誓約書（様式2） ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出してください。
6	○	○	○	現況報告書の写し ・直近1年分（決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要） ※直近1年分に今回申請する部門の実績がない場合は、直近2年分の現況報告書を提出してください。 ・国交省受付済みのもの。消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理がわかる部分も提出してください。
7	△	△	△	現況報告書で最新の登録年月日が確認できない場合のみ提出 ・登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し(有効期間内のもの)
8	△	△	△	委任状 ・入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 ・委任者、受任者とも押印省略可 ※様式は任意ですが、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。 ※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 (参考)行政書士法(昭和26年法律第4号) 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。
9	△	△	△	受付控えが必要な場合は、次のものを提出してください。 ・競争入札参加資格審査申請書※申請分と受付控えとして、提出部数は合計2部となります。 ・返信用封筒(長3封筒に切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの。)